

平成29年（2017年）3月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成29年3月2日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年3月15日（水）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

（うち早退議員）

11番 奥村武生

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村 吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	久保 建作	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	宮原 俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 中津畑正量	1 番 大西瑞香
-----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**玉津充議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

---

**玉津充議長**

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

なお、本日、尾上町長より、追加議案の提出があり、本日の日程終了後、追加議事日程として、取り扱わせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

---

**日程第1**

**玉津充議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 中津畑正量君

1番 大西 瑞香君

のご両名を指名します。

---

**日程第2**

**玉津充議長**

次に、日程第2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

皆さん、おはようございます。

本日の定例会冒頭にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、尾鷲ヒノキ林業システムの日本農業遺産認定の審査結果についてでございます。

昨年9月に、尾鷲林政推進協議会が申請していた尾鷲ヒノキ林業システムが、関係者の皆様方のご努力によりまして、世界農業遺産等専門家会議による審査の結果、日本農業遺産に認定され、認定証授与式及び記念シンポジウムが、4月19日に開催されます。

日本農業遺産の認定を受けまして、今後より一層関係団体と連携を図り、地域の木材関連産業の活性化につなげてまいります。

また、詳細につきましては、議員の皆様方の書棚に配布させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、副町長の退職についてでございます。

先般、三重県から人事異動に伴う副町長の帰還要請があり、竹内副町長から本年3月31日をもって、退職したい旨の申し出がありました。

竹内副町長におかれましては、紀北町がめざす町づくりのため、国や県への働きかけも含め、着実に歩み進めていただくとともに、紀北町が抱えるさまざまな課題に、一つひとつ取り組んでいただいているところでございます。

私といたしましても、副町長のような優秀な人材を手放さなければならないことは、誠に残念ではございますが、約2年前に三重県に無理を申し上げ、紀北町の副町長に就任していただいたこともありまして、やむを得ないことと考えております。

つきましては、今定例会の最終日に選任同意の議案を提出させていただきたいと考えておりますので、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、本日の定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

### **玉津充議長**

以上で行政報告を終わります。

---

### 日程第3

#### 玉津充議長

次に、日程第3 一般質問を行います。

本日の質問者は2人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることとしますので、基本的には町長から答弁していただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるよう、お願いいたします。

それでは、15番 中津畑正量君の発言を許します。

中津畑正量君。

#### 15番 中津畑正量議員

おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問を行います。

1つ目は、「住宅リフォーム助成制度」の導入を！ということで、既に5、6年前だったですか、このリフォームの助成制度を、導入していただきたいということで、町長との話といたしますか、一般質問をさせていただきました。

まったくそれと同じような文言になりますが、現在の状況等も含めまして、また、その制度を導入した市町の、予算的な規模もありまして、いろんな格好がありますけれど、そういう意味で、この町の紀北町の中でも、リフォーム助成制度そのものを、ぜひ導入していただきたい、そういうことで再度、町長の考えを聞きたい。導入をしていただきたい。そういう意味で質問を行います。

町内の建設業者や一人親方は、仕事が欲しいという悩みを抱えながら、生活苦と戦っております。既に今、職人さんと言われる左官屋さんや、いろんな方がおりますけれど、違う業者の元にお手伝い、働いている人もおられますが、全然違う職種に変わっている方もございます。この状態で、行政が援助をすることによりまして、仕事づくり、仕事起こしができるならば、建設業者や自営業の職人さんにとっても、町民の皆さんにとっても、大変喜ばしいことであり、町の活性化、景気対策になると確信するものです。

家の中をバリアフリーにしたいとか、キッチン・トイレ・浴室の改良をしたいとか、自宅を修繕したり、増改築をしたりする際に、補助金を出して援助する、住宅リフォーム助成制度を、ぜひとも導入するよう、適切な予算措置を求めるものであります。

最初に町長の前のことも、いろいろ話させていただいた中でですね、初めに町長の考え方を聞いておきたいと思います。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、中津畑議員のご質問に、お答えさせていただきます。

住宅リフォーム制度につきましては、経済活性化のきっかけとして、経済波及効果が見込まれる制度と、私も認識はいたしておるところでございます。

しかしながら、紀北町では、東日本大震災を踏まえ、地震対策の事業を進めているところでありまして、安心して暮らせるまちづくりの観点から、国・県が実施している耐震補強の補助金制度を活用していくことで、耐震診断、耐震補強を進めていきたいという観点から、耐震補強補助金に係る町単独補助金を予算化しているところでございます。

また、施工業者を町内業者にすることによりまして、町内業者の活性化につながるものと考えております。

さらに、新たに県が指定する緊急輸送道路沿道におきまして、通行障害が予想される建築物に対する耐震診断事業についても、予算化しているところでございまして、平成29年度も改修予算をあげさせていただいているところでございます。

なお、住宅リフォームについては、今後も更なる検討をいたしてまいります。

以上です。

#### **玉津充議長**

中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

町長の答弁、前にもよく似た質問、質問というか、話を聞いております。例えば、耐震補強にしてもですね、現実的には、耐震診断を含めてですね、耐震診断そのものは、結構ありますけれど、耐震補強の、何件されているんですか。何十件されているんですか。

実際には、本当に0か、1か、2件、3件というのは、ちょっと聞いたことがないんですが、そういう状態にある中でですね、町民の皆さんも喜ぶ、また、それぞれの職人さんが、仕事にありつける。そういう意味で、非常に大きな効果を、全体的にいただけるということで、町民が期待するのも1つであります。

そういう点で、耐震補強についての、大変重要なものであるのも、私もわかります。しかし、それに対し耐震補強したいという方が、なかなか300万円、400万円といってくる中では、非常に足踏みしているのが実態だと思うんですが、町長その件数も含めて、お伺いをいたします。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

議員おっしゃるように、耐震補強につきましてはですね、大変大きな金額がかかります。そういったことから、補助金的には大きな補助金がございますが、それらが活用されていないのが現状でございます。

また、件数等につきましては、担当課より答弁いたさせます。

## 玉津充議長

植地建設課長。

## 植地俊文建設課長

耐震事業に関する件数でございますが、まず、耐震診断につきましては、平成15年から本年度末まで、まだ末にはなっていませんけども、予定といたしましては、耐震診断件数は768件でございます。耐震補強工事になりますと、同じく平成15年から平成28年度末の予定といたしましては、14件でございます。

以上でございます。

## 玉津充議長

中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

私、先ほども申しましたが、この耐震補強というのは、本当に大事なもんなんです。いつ地震が起こるかわからないということで、それで、耐震補強そのものが悪いという意味ではございません。決してそういうことではありませんが、これと住宅リフォームは、わずかなところを改修できる。そういう意味で、この制度の創設を求めているわけでございます。

例えば、全国でも既に200の市町が、超えていると思うんですが、既に補助率や限度枠、いろんな予算的なものもありまして、いろいろでございますが、大きな開きはございませんが、50万円以上の個人については、補助金は10%、限度額は20万円、それは市町でいろいろでございます。

しかし、住民からも、また業者からも、大歓迎されているところは、まったく同じの共通した、住民の喜びでもあります。最初は水漏れの台所だけの修繕を考えていたが、助成してもらえんなら、廊下の板張りも張れるということで、どんどん、どんどん連鎖していく。そういう意味では、この助成制度は、業者が今どんどん大きいところに、手伝いに行っている人がいます。一昔前といえば、それだけですけども、実際には、個人の大工さん、また、左官屋さん、畳屋さん、いろんな方がございますけれど、その人たちは個人でいろいろやっていた。その仕事ができ、そういうところへ下請けで行くと、随分収益が減ってしまう。

この制度であれば、100%、安いですけど入る、そのやりがいというのは、結構喜びの1つになっていると聞いております。そういう意味で、また、ご近所が改修したので、うちもお願いしたいというように、需要がどんどん広がっていく、購買連鎖が続くということでございます。

そういう意味で、私はこの町、紀北町でもぜひ住宅リフォーム助成制度を、やる方向で、ぜひ考えていただきたい、そういう考えはございませんか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員のおっしゃるね、住宅リフォーム制度というのは、まんべんなく、全ての町民の方にあたるリフォーム制度だと思っております。そういった意味ではですね、ある反面、個人の一般的な方ですね、住宅、個人の所有物にね、入れるというのは、というような考え方もございます。



しかしながら、私も仕事をつくるという観点からはですね、議員のおっしゃるとおりの部分が、たくさんありますので、そこは理解しているつもりでございますが、私は利用するほう、その住宅を改修するほう、改修しなければいけないという必要性が高い、そういった分野分野のですね、改修を、補助金を出すことによって、そういう必要のあるリフォーム、住宅改修につながるのではないかと考えてございます。

そういう意味ではですね、29年度も空き家バンクにおける、10万円の補助金、それから、29年度におけるブロック塀の取崩しに10万円、上限ですね、これいずれも。そういう形でやれば、耐震で危険だから、ここの部分を補助するよ。ここを空き家バンクで改修が必要だから、ここの部分を補助するよ。そういうふうなですね、分野別、部分別のリフォーム制度を、どんどんやっていって、そして、それが経済波及につながればいいのではないかとこの考え方を持っておりますので、リフォーム制度を、全体に広げるのか、そういった分野、例えば弱いところとかですね、そこらが難しいところに、光を当てながらやっていくのか、その部分では、私は今のところ、リフォームそのものに、助成することには異論はございませんが、そういう方法論をとっていきたいと、そのように思います。

#### **玉津充議長**

中津畑正量君。

#### **15番 中津畑正量議員**

今の町長の答弁でありますと、これは住宅リフォームでなくて、実際には、壁とか、そういう悪いところを直すと、例えば空き家であってもですね、誰か外から来て、入っていただくためにも、改修をしたいというのは、そういうやつだったって、個人ですから、もうそれはだめだと思うんですが、そういうところ辺に、玄関が悪いから、トイレが悪いからということで、リフォームしたいということであれば、大家さんがね、そういうことにもあてるか、あてやんかは、協議をしなくてはならないですけど、細かいところをきちっとおさえないかんのですから、そういう意味では、本当に全体を、個人のものであってもですね、業者も喜ぶ、また個人の家の持ち主が喜ぶ、それによって、町が活性化する。お金が大きく動く。

例えば後でも言いますが、10倍から15倍にもなった。例えば2,000万円やったら、2億円のそのあれがあったとか、それは市町によって違いますけれど、そういう目的が、大きな住民の喜びや、業者の喜びや、また、町としても活性化につながっていくという、そういう観点に立つべきだと、私は思うんですが、町長いかがですか。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

その部分はですね、一定理解はしていると、先ほどからも申し上げております。私はですね、目的をしっかりと持って、目的に応じた、その改修制度をつくっていききたいということなんです。例えばですね、極論してですよ、リフォーム助成制度が、よその市町で10万円、10%上限というようなことがありますよね。

これを普通のバリアフリー化等でですね、20万円の工事をするとして。そうすると10%、2万円です。逆に目的を絞ることによってですね、今、ブロック塀は50%の補助率です。上限は10万円なんですけども、そうするとその目的を絞った上で、補助率を考えた上でやれば、20万円の、例えば改修をすれば10万円の補助金が出ます。

そうすればですね、より一層、そういったものも加速化できるのではないかと。だから、目的をしっかりと持った上でのリフォーム制度をやりたいと、そのように思っています。

## 玉津充議長

中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

私はその中身のことについてはね、いろいろ議論はしていかななくてはならないとは思いますが。しかし、特定の目標だけで、個人の家を直すというよりも、全体的に幅広く、そういう連鎖も、先ほども言いましたけれども、広がっていく。そのことが大事だと思います。

これから、私は他の町のことも含めながら、ちょっと町長に質問をしていきたいと思えますが、例えば建労のほうに寄せていただいて、ちょっとお話も聞いたんですが、この5、6年前は、だいたい180人ちょっと超えるんですが、そういう人たちが、職人さんがおりました。今はどんどん少なくなって、それでも他の仕事へいっとることは、ちょっとわからないんですが、登録をされていることについては、160人ほどあるということでした。

そういう意味で、この業者の方も、どんどん前と違って、疲弊をしている。そういうような状態で、建設関係の大工さんや左官屋さん、また、板金、電気工事、建具屋さん、サッシ屋さん、畳屋さん、そんないろいろな業種が、建築関係に従事しておりますが、この仕事起こしにつながることで、住宅店舗の修繕に助成してもらおうということになれば、町の活性化につながる。そういうことが確認をするという、私の最初の町長の姿勢を問うたと

ころでございます。

そういう意味ではですね、やっぱりどんな職種も、商売をする人も含めて、いろんな仕事がありますけれど、こういうふうに住宅を少しでもきれいにしようという、またどういふところを直したいんだけど、なかなか大変なんだということになれば、こういうわずかな助成であってもですね、やろうという気になっていただける、そういう意味でやった末は喜んでもらえれば、本当に三者三様、それぞれ悪い気がしない。それは町長も今おっしゃっておいりましたけれど、そういう意味で、考えて、やろうとしてないというんですか、そういうことでは、やっぱり問題はあろうかと思います。

また、この制度を実施している自治体の具体例を、少し出させていただきますと、愛知県の蒲郡市とか、いろいろあるんですが、このいろんな市町によって、予算は先ほど言いましたが、違いますが、この地域の景気対策としては、本当に即効性があるという、大好評でございました。

また、工事代の10%を助成し、限度額は20万円、工事対象は、屋根や、また改修、塗装、床の張り替えや畳替え、浴室、トイレの改修・設置、窓ガラス・網戸の交換など、先着順に受け付け、助成総額2,000万円に達した段階で、締め切るそうです。これは当然ですね、予算もあるんですから、そういう意味では、ここの町のせいではないですけども、朝早くから行例をつくった町もございます。

その話も前も行って、聞いてきたんですが、そういうふうにいるいろいろ経費の効果は大きいもんがある。また、もう1つの町では、助成を受けられるのは、自分が所有する家に住んでいて、市民税の決めをつくっているわけですね、滞納がないこと。これが大前提です。

備品の購入や住まい以外の外回りの工事はだめだが、およそ住居の改修に関するものならいい、畳替えでもクロスの張り替えでも結構というような、いろんなこの協議の中でね、取り決めをして、やるということが、補助金の20万円の制限をしても、町によっては、10万円のところもありますけど、そういう意味で、この制度がいかに全住民の対象の中でですね、個人に与えるわけではないし、町民の人が本当に喜び、職ができ、何回も言いますが、町も活性化できたら、本当にそういう意味では、この施策は本当にいいものだという事で、ある町では、住民登録や納税状況など、確認するための書類、これは町の人も、苦手な人もおりますが、これは本人が、個人情報取得欄に、同意のチェックをすれば、全て受け付ける。施工業者が申請を代行することができる。

そのような利便性も踏まえて、町の人だから信用している。また、そういうしやすい、

個人情報取得欄に同意をしたらいんだというだけの、そんな申込書もきちっと決めなくてはなりません。こういうふういろんな決めを決めながら、施工したと。それが結構な市町の、日本の国の中で、一応新聞等にもいろいろ載ったという話もございます。

そういう意味で、耐震補強の制度や、身体障がい者の介護指定を受けた人に対する制度とも組み合わせて、仕事づくり、緊急経済対策という観点から実施すれば、広く町民の皆さんが活用できることになると思いますが、しつこいようですが、そういう意味で、是非、自治体が、ここが先を切ってということでは、決してないし、今まで既に年も切って、2年だけしたけど、また補正でどんどんつないだところもあります。

しかし、それは限界もありますから、当然そういうことも決めていく。そういう状況を踏まえながらですね、この住宅リフォームについてはですね、是非やる方向で検討していただきたいし、是非、僕たちももっと住民の人にも知らせて、そういう制度をやっていたかどうかというような運動も、しなくちゃならないと思いますが、実際にはですね、この全国の市町の中でも、本当に多くの市町がね、これに、こういう政策を持ってやっている。そういう中での、僕は5、6年前は、まだ始めたばかりで、どうかわからないような状態でも、ずいぶん最初やったところは、喜ばれているということも含めて、町も良くなったと、活性化につながったということで、総括しておりますので、是非、町長のこのリフォーム制度の考え方を、是非、前向きに話を取り上げていただきたい、このように思いますが、町長、答弁をよろしくお願いいたします。

### **玉津充議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

住宅リフォームのですね、経済波及ということには、十分認識をしているつもりでございます。

ですから、先ほどから何度も言うんですけど、利用者側に立った制度をしたいと。だから、その結果、経済波及のほうにつなげていきたいという考えなんです。

例えば、今、いろいろな助成制度がございます。

まず、空き家リノベーション支援事業、これは県のことなんですけど、100万円上限、それからですね、紀北町のほうであります、空き家改修補助金、これは平成29年度からですが、そういうものもございます。

それで、危機管理のほうでですね、防災の観点から、倒壊の避難の支障となるような、

ブロック塀の撤去に係る費用、それから、障がい者、これはいろいろな、今までもあることを申し述べておりますが、住宅改造の補助金ですね、これも20万円、それから浄化槽の転換補助金もございます。それから、紀北広域連合では、介護認定のある方の20万円の9割ということでございます。

そういった意味で、我々としてはですね、こういったように、それぞれの利用者が必要としているものに対して、厚く補助をしたいと。だから、先ほどの例えばきれいにしたいから、町の個人の住宅に対する補助という感じじゃなく、必要としているか、障がい者の方、介護認定の方、必要としている方に、例えば上乗せ補助とか、そういったものは、今後も考えていきたいというのは、その住宅改修に対する考え方でございます。

それが、結果的にその地域の建設業協会関係の方のですね、経済波及に結びつけばいいということで、決してリノベーションですね、空き家のリフォーム、これを否定しているわけではないんで、もう少しですね、検討する時間をいただければ幸いです。

#### **玉津充議長**

中津畑正量君。

#### **15番 中津畑正量議員**

同じことを言うつもりはないんですが、例えば、今の町長の言われた、支障ブロックやら介護の、私も親父が、寝るときにも介護のお世話になりました。補助金を使ってね、手すりをつくったり、トイレをつくったりというようなことが、今、介護認定を受けた時にはね、そういう格好でできる。そういう点では、非常にありがたい。

しかし、私は何度も言いますが、そういうものを否定するものではありませんし、そういうものと引付けて、予算が少ないから、大変だからということで、そういうことをやらないということではないけれど、実際に、支障ブロックや介護というのは、それは特定の目的のためにやるということは、確かです。

しかし、この住宅リフォームの助成というのは、それはきれいにするとか、そういうことも含めてですね、私はそういう話をしました。

しかし、そのやったことがですね、町にも、業者、職人さん、そういう人たちの家族も含めると、相当な影響が出る。それは特定の1つの、例えば支障ブロックを、ちょっとその補助金を出すということは、それはどれだけ広がるか、わかりませんが、そういう意味では、全体的にこの町内の業者、業者の家族、また、家をきれいにしたいというところの家族、そういう人たちもみんな喜んでいただける、この助成制度は、やっぱり本当に前

向きに考えていただきたいなという思いが強いんです。

これはここだけでしょうやないかと、ここだけやからということも、あるんだったらともかくも、全国でも相当大的な評判になって、補正も何回か組んでですね、当初の予算で間に合わず、やっているところもあるというの聞いておりますが、三重県でもですね、最初5年ぐらい前は、2つ、3つでしたが、今はもう結構増えておりますね。伊勢市から松阪市から、朝日町から、以前よりたくさん増えてきたんですが、そういう意味でですね、やっぱり効果のことも含めると、考えたらどうですか。

それは、そういう点で、私は最初も言いましたけれど、いろんな助成金がありますけれど、本当に耐震補強の件についてもですね、本当に大事なもんだけど、もっとしたいけど、できないという人がおるんです。そういう点で、そこら辺にも手はのびることもあろうかと思いますが、その助成金は助成金であるんですから、当然抱き合わせ、協議をした結果、抱き合わせでできるんなら、それはそれもいいでしょうし、その考え方は、やろうとした時には、当然、検討していくという、そういうところまで、考えていくべきだと、私は思うんですが、町長いかがですか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

全てにという、中津畑議員の考え方ございます。私の場合、特化しながら、それが経済波及につながればという考え方もございます。

それぞれこのリフォーム、リフォームというところとちょっとあれなんで、住宅を改修していくということについてはですね、経済波及をもたらすということは十分認識しておりますので、そういう観点からですね、同じ予算を使うにしても、よりそういった必要性を求めている方たちに、お金を入れていきたい。町の公金を入れていきたいという考え方なんです。

ですから、そういったものについてはですね、十分検討していきたいと思っておりますし、中津畑議員がおっしゃるような、全体論の話もですね、その中でも含めながら、検討していきたいと思っております。

#### **玉津充議長**

中津畑正量君。

#### **15番 中津畑正量議員**

是非ですね、前向きにというだけではなしに、やっぱりやる方向ですね、話し合い、例えば、全額いくら以上の工事を対象にするのか。それをやるのかどうかということも含めてね、するには、この全国でやっている、この住宅リフォームの助成制度をやっているところがね、みんなが悪いというところは、1つのも聞いたことはないんですが、例えば予算的には、赤字再建団体になるようなところでは無理でしょうけれど、そういう意味では、今、紀北町でも何とか、こういう制度を使って、町の人に元気になってもらおうという姿勢は、やっぱり持つべきだという、私は思います。

例えば、金額はいくら以上の工事を対象にするのか、補助率はどれぐらいにするのか、限度額はどうするのか、いろんな協議は必要です。そういうことで、私はこの住宅リフォームの制度そのものがですね、いろんな補助がありますけれど、これだけ多くの町民の方が関わってくる助成というのは、ちょっと聞いたことがないんですが、医療費とか、そんなんも大切な助成ですけど、そういう意味でもね、この部分も1つ元気になる、大きな要素になろうかと思いますが、町長、本当にそういう、この住宅リフォーム制度の、やる方向での検討ということで、よろしいですか。お聞きします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

何度も言うようですが、私もこの制度を悪いと思っているわけではないんです。だから、その方法論が少し議員と違うというところがございますので、議員の今日、一般質問していただいたんで、それも踏まえて検討させていただくということでございます。

#### **玉津充議長**

中津畑正量君。

#### **15番 中津畑正量議員**

それでは、今後ね、やっぱりこういう制度もあるということも、他の地域でもやっているということも、町民の人にやっぱり知らさなんだら、そういう制度を持っていただけないのかなという感じは、私はいたしました。方法論の違いということではね。もっと詰めた話を、これからも町長とも話をしていきたいと思っております。

この辺で、リフォーム制度の、今の状態では、ちょっと考え方が違うのかな、方法論が違うということでは、違うのかなという判断をしました。

それでは、2番目に、紀北町の交通網の見直しについて、公共交通と自主運行バスのい

こかバス、河合線等が高齢者の生活を支えております。

しかし、昨年12月にタクシー会社がなくなった今、誰か代わりの方がやるんではないかという声も出ております。タクシー会社をやってくれないのかという声もあります。対策をお伺いをいたします。

交通弱者から、いこかバスを、町内に走らせてほしいという声が出ています。特に空白地域、この地域交通網の形成計画の中にもですね、非常に空白のことが、何箇所かも出ておりますが、こういう方に対しまして、町長の、私は12月も細かく聞きましたので、細かいことは、細かいというか、問題点はいろいろ町長にも、お聞きしたところがございますが、このタクシー会社、また、交通法の中で、逆走や、そういうもんが多いということで、いろんな問題が出てきております。

もう既に返上した方もおられます。そういう点ですね、この12月からこの間にも、私も福祉タクシーの案内を、教えてと行って、持っていったり、いろいろこの問題についてですね、いろんな意見も聞かされました。

しかし、これは、またこれから町長や担当課長と会って、こういう話はどうですか、それは本当に、もうその人の考え方、困っている状態、そうことで話をするので、それは全部受け入れるということは、できないことも、私も承知しております。

しかし、1点だけ、ちょっとお聞きしたいんですが、この交通の、地域公共交通網の形成計画の中でですね、この交通空白地域の解消ということで、公共交通不便、または空白地域ということで、16地区まだ残っておりますけれど、これについてですね、空白地域はやっぱり早く解消して行ってほしい。そういう意味では、施政方針の中で、町長も詳しく、今までにないような長い施政方針を説明されました。

その中でも、この空白地域を、できるだけ早くということで、書いておられないんですが、この16地区あるところを、目標値としては、平成33年には0にするという、その方向が出されております。

私は、今のタクシーがなくなった中、また、そういうことで、非常に困っている人は、もう1つ困ってしまった。空白をもう1つ、大変だと。そういうことになっているだけにですね、その緊急性とか、どうしても急がなくては、この空白地区、それは2人でも、3人でも、人家の少ないところもございませう。そういうところに、やっぱり目や光をあてる、それは1週間に1回になる時もあるでしょう。組み方ではね。

それで、車も1台を、2台にせんなん時もあるでしょう、そういうところ辺の検討をで



すね、できるだけ早くしないと、この人たちが本当に諦めて、家の中で、1人で生活をしている日常になる。そういう、そのためにじゃないですけど、認知症がどんどん深まっていくとか、そういうことやって、起こりうるんです。そういう点で、この空白地域の解消についてですね、1つ町長の考え方、この会議の中では、計画の中では、協議して決めたことでしょうか、何とか早くということで、前倒しにでも、できるんじゃないかと、私は思うんですが、町長の考えを聞いておきます。

### 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

議員、ご指摘ですね、空白地域、これ十分、我々公共交通会議ですね、もちろん担当とも日々議論を重ねているところでございます。以前にも申し上げましたが、257平方キロメートルある紀北町、大変難しい地形でございますので、そういったことも勘案して、やっているところでございます。

ただ1点ですね、12月から少し変化があったことだけは、申し伝えたいと思います。タクシーのことなんですが、今どのようになるかは、まだ今の段階では、少しわかりませんが、町内のタクシー事業者、町外ですね、タクシー事業者、三重運輸支局など、いろいろとお話をしてですね、進めておりましたが、町内在住の方で、今般ですね、タクシー事業を始めるために、関係者と調整しているというような、お話もお聞きしております。

ですから、我々は今、尾鷲市の事業者とも接点を持っていたところでございますが、12月でも申し述べたように、例えばこういった方がですね、現れた時に、町外のタクシー会社をお呼びすれば、いろいろな問題があるんで、しばらく様子を見ていたいという、こういうこともございましたので、そういうことでございます。

町の施策でね、一生懸命させていただく、これは十分行政サービスの中で、この交通弱者というんですか、そういう方をやっていかなければいけないとわかりますが、以前、12月も申し述べました、民間事業所とのバランスもございます。例えばタクシー業者が出てですね、町の行政施策でいろいろとやると、今度は民間への、先ほどの話じゃないですけども、民間の方へ影響が出てきます。

三重交通様におかれましてもですね、約10万人の方の足、運んでいただいておりますので、そういったバランスもとらなければいけない。そういう中で、三重交通様も自主返納者への半額割引とかですね、そういうのもやっていただいておりますし、29年度予算が通

れば、返納者への手数料もですね、町のほうで負担させていただくというような施策も考えております。

ですから、いろいろな角度からですね、この公共交通については考えていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

#### **玉津充議長**

中津畑正量君。時間に注意してください。

#### **15番 中津畑正量議員**

町長、先ほど言いましたが、三重交通との関係ね。何故、私はある程度、理解しているんですが、三重交通のことについては、町長の、前の12月にも、紀北町で全てやってくださいとなったからで、紀北町では、もうお手上げになるのではないかと、このまま走らせて、競合させてしまったらね。そういうところ辺を、ひとつ詳しく説明願います。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

担当課から説明させていただきます。

#### **玉津充議長**

中場企画課長。

#### **中場幹企画課長**

お答えをさせていただきます。

三重交通との関係でございますが、やはり、いこかバスを走らす時も、十分注意をした部分でございます。いこかバスにたくさん乗っていただくのは、ありがたいんですけども、三重交通の路線にですね、いこかバスを走らせますと、いこかバスと三重交通の路線との重複がありまして、お客様の取り合いみたいな形になりますので、その辺につきましては、十分注意して、路線を引いたということでございます。

ただ、議員おっしゃったように、まだ空白地がございますので、そこへいこかバスを入れられないかとか、いろいろなデマンド方式ができないかとか、そういうのは町長とも、いろいろ議論をしておりますが、今のところ、これといったのが出ておりませんので、引き続き検討を進めていきたいというふうに思っております。

また、三重交通には、町のほうから、補助をさせていただいております。それは、尾鷲長島線、島勝線でございますけども、その補助につきましては、欠損額の2分の1を、三

重交通が負担しておりますので、相当大きな負担を、赤字を抱えながら、三重交通さんは運行していただいているというのが現状ですので、その辺もご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**玉津充議長**

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

今話を聞いて、町民の人もわかってくれたと思います。時間ですので終わらせていただきます。

**玉津充議長**

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

---

**玉津充議長**

ここで、暫時休憩します。10時35分まで休憩とします。

(午前 10時 19分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

---

**玉津充議長**

次に、8番 入江康仁君の発言を許します。

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまから通告による、平成29年3月議会においての一般質問を行います。

今回の通告の質問内容は、上里地区における汚染土壌処理施設に関してと、今年、10

月に行われる町長選挙出馬について、どのように考えているのかの2点であります。

まず上里地区で問題になっている、汚染土壌処理施設計画であります。現在ですね、どのような進捗状況なのか、詳しく説明をお願いいたします。私は何故ね、このような質問をするのかというのは、海山の反対運動の方々から、相談を持ちかけられまして、私はまだね、長島地区には、まだしっかりと町民の方々には、把握してないよということから、署名運動等をするとう混乱が起こるのではないかとということが、心に思いがありまして、まず、その署名運動等をするには、紀北町連合自治会での反対の議決をとっておいてはどうかということからは、連合会長に相談の上、連合自治会の役員会をですね、開催いたしました。

その中で、長島の役員の方々からは、よい意見が得られなかった事実があるからです。その中で、紀伊長島の連合自治会の役員の一部の方が、しっかりこの問題を把握していない中で、間違った考えを持っている人がいるからです。

また、間違った考えを吹聴すれば、また、町民が混乱するからということで、今回この議会においての質問をやっているわけです。その今ですね、審議会等の中で、今どのような状況であるのか、ちょっと町民にわかりやすく説明をしたっていただいたら、よいかと思えます、よろしくをお願いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、上里汚染土壌施設の現在の状況という、ご質問でございますので、お答えさせていただきます。

まず、町が関わっている部分でございます。水道水源保護審議会の予定について、お話をさせていただきます。2月13日に、事業者より対象事業協議書が提出されまして、第1回目の審議会が3月7日に開催されました。審議会におきましては、事業者からの説明や、それに対する質疑等を行われたとお聞きしております。また、専門家を招いて、参考意見を聞きたいという意見がございまして、第2回目の審議会は、専門家の招致をして開催するとのことでございます。

規制対象事業場の可否の決定につきましては、水道水源保護条例施行規則において、90日以内に認定の可否を決定し、通知することとなっております。今回は2月13日に対象事業協議書を受理しておりますので、5月14日となっております。

現在の状況でございますが、2月6日、汚染土壌処理業を対象として認定し、事業者に対象事業への認定と、水道水源保護条例第8条の規定によりまして、規制対象事業場に認定しない旨の通知を受けるまでは、工事を行わないように申し添えた文書を、事業者へ通知いたしました。

その後、建物については一部未完成であったため、事業者から建設工事を完成させたいとの理由書の提出がございましたが、条例により工事は行ってはならないと規定されていることをお伝えし、今、工事を中断していただいている現状でございます。

以上です。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

町長、どうもありがとうございました。

その後ですね、町長。今度は紀伊長島自治会の、連合自治会の中で、今度は総会を開きました。その中でですね、一部役員から、この工事が平成27年8月に着工してからですね、なぜその時点で紀北町が知っていて、工事を止めなかったのか。今現時点で止めたら、損害賠償を請求されるよというような意見も出たわけです。また、その以前、いろんな産廃訴訟があった中での、発言であったかと思うんですけど、そのような考えの中で、紀北町としては、平成27年工事着工時点において、この工事を止めることができたのか。

そのところを町長、お願いいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

建設確認申請がですね、申請受付日ということで、今、言われた、議員がおっしゃった、27年6月2日のことだと思います。この時点で止められたのかということではですね、我々法的に止める手段は、町がですね、法的に止める手段はございませんでしたし、その建物自体につきましては、土壌等保管場所ということで、倉庫のようなものを想定した建築確認申請だったと記憶しております。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

ちょっと答弁不足です。もう1点、今、現時点で止めたら損害賠償はという。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

これはですね、損害賠償が起きるかどうかということはですね、今、私が述べるような立場ではございませんので、ただ、この工事自体はですね、今、止められたかという、町としては止める術はなかったということと、このような反対運動が起きててもですね、業者の方は建設工事を進めている。そして、県から何ら指導がないということは、法的にこの進めていること自体にはですね、問題はないのではないかと考えております。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

その中でですね、この産廃法と、土壤汚染法は、これに関する許認可というのは、これは三重県知事の権限の範囲だと思うんですけど、要は、この三重県においてですね、いろいろな汚染土壌法によつての、今回の処理施設に関しては、どのような時点で、紀北町に情報が流れてくるのかと、そういうところもちょっと詳しくお願いいたしたいと思います。

**玉津充議長**

再質問してください、もう一度。

**8番 入江康仁議員**

要は許認可の申請というのは、三重県知事ですよ。それ業者が当然申請、いろいろな申請すると思うんです。それで、今回のこの処理施設に関しては、三重県から町のほうへ向いて、いうたら実地の自治体ですね、のところにどのような時点で、情報が入っているのかという、その時期的なものがわかればお願いいたします。

**玉津充議長**

竹内副町長。

**竹内康雄副町長**

実際ですね、今回、手続きの中で、株式会社ソイルテックジャパン、県へ汚染土壌処理施設の許認可の協議で、三重県のほうに出向かれています。その出向かれたということですね、県から連絡をいただいたのが、今年の8月ということでございます。

**玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

町長、産廃法によってですね、知事の許認可というのは、まず事前協議から始まって、施設の許可、そして業の許可というのは、これ産廃法の産廃施設に対しての許可の順位ですね。それで、今回この土壤汚染法による許可というのは、施設までは業者が進めていけると、建築確認から施設に対しては、業者が判断でつくることはできる。

しかし、業の許可時点は、知事の許可だということで、業の許可を得なければ、その施設が出てきても、稼働はできないよという判断でいいわけですか。

#### **玉津充議長**

竹内副町長。

#### **竹内康雄副町長**

すいません。1点、訂正させていただきます。

先ほど昨年と申しましたが、時点を、私、勘違いしていましたので、一昨年の8月、平成27年の8月に、県からということで、ちょっと時点を間違いましたんで、お詫びして訂正させていただきます。

それと、今のご質問、おっしゃられるとおり、業の、土壤汚染対策法の業の許可が出て、初めて施設として運営できるといいますか、事業ができるということでございます。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

今、そのような状況の中で、業者としては、どうですか、今はその施設に対しての工事が止まっている。施設やない、建築確認の上屋の部分に対しての中で、工事が止まっているのか。もう施設は着工して進んでいるのかというところを、ちょっとお願いいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

基本的には、先ほど申し上げたように、土壤等保管場所の建設が、一定のところまでできているということで、業として成り立つには、その後、機械を入れたりですね、いろいろ県の許認可が通るようなものをやらなければいけないんで、あくまでもそういった倉庫的な、今の現状ですね、ものが建っているということです。

## 玉津充議長

入江康仁君。

### 8番 入江康仁議員

その中で、やはり海山地区、また周辺の地域の方々が、一番心配しているのは、本当に、今、審議会も先ほど町長が言ったように、議論をやっていると、進める中で、今回、この今定例会において、水道水源保護条例の対象事業の中で、土壌汚染に係る施設、事業場が追加されましたよね。

今定例会でそれが議決されれば、これが対象事業となるわけですが、これに関して町長、対象事業に議決されればですね、これからは、どのような時点で、今度は対象事業場となったところに、町が加わってできるのか。そこら辺のね、ところをちょっと説明していただけますか。

## 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

この水道水源保護条例ですね、今度、3月定例会で認められれば、第7条のところにございます、水源保護地域内において対象事業を行おうとする者は、あらかじめ町長に協議するとともに、関係地域の町民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を執らなければならないとなっておりますので、やろうとした時点で、もう町に協議書を出したり、住民の方の説明会を開かなければいけないというふうに、第7条で書かれております。

## 玉津充議長

入江康仁君。

### 8番 入江康仁議員

それでは、町長、町民の皆さんにわかりやすいように、もう1回復唱的なところで、要は、今回は、まだそれは対象事業に、議決されてないです。ないですよ。だから、この事業についての権限は、業の許可の権限は、県知事でございますよね。申請に対しても県知事です。これから、この対象事業として、これが今定例会で議決されれば、今、町長が言われたように、もうその立地の地域で何かやろうとした時には、三重県よりも紀北町が、最初に申請というような仕組みができるわけですか。そののどこをちょっとわかりやすく。

## 玉津充議長



尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それはですね、どちらが後先になるかは、業者のほうですね、どういう話を、まず事前打合せというのが、どちらから始まるかわかりませんが、我々としては、そういうことを始めていく上においてはですね、これからは町のほうへ協議書を出したら、地元の説明会をしなければいけないと。

ただその前に、県に対して、そういう事前の相談とか、そういったものは先にいくかもわかりませんし、そういった許認可権が、何といても県にございますもんで、県のほうにご相談がいくのではないかと思います。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

今回のいろいろな問題といたしまして、今回この事業そのものが、県のほうに先に申請を出さなならんということで、立地の紀北町は情報が遅れたというところにも、いろいろな問題があったと。またそれが町民を、地域の住民を不安に陥れたかなというところも感じるんですよ。

だから、今回この対象事業が、議決されてやった時は、町長が今、言われたように、県が先とか、町が先ということじゃないというけど、要は工事をやった時点で、どうですか、もう町としては、先ほどいうたように、業者に対しては、何かの通達、また、申請業務を行わず権限ができるのか、そこのとこちょっと。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

対象事業に入ればですね、今、議員おっしゃったように、対象事業として、先ほど申し上げたように、町に協議書を出したり、住民に説明をまずしなければいけないということでございます。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

その中で、今度は当然、町長、審議会に諮るわけですよ。その時には、それでいいわ

けですか、そこをちょっと。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

そのとおりでございます。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

今回のいろんな総合的にね、この海山地区のこの汚染土壌処理施設に関しては、やはり情報が後々になったこと、後手後手に回ったかなという感を受けるんですよ。その中で、それで許認可者の県とも、やはり意思疎通が、ちょっとなかったのかなというのも思います。

また、それが町民の皆さんに、なおさら不安を与えたかなという感がありますので、今回この条例が、対象事業としてね、議決されれば、汚染対象事業としてですね、スムーズに今度はいけるのかなと。それで、情報もいち早く取れるということで、いいんですか、そういう考えでいいのか、ちょっと。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

業としてのですね、対象事業として入れましたので、ただちにそういった行動、第7条に基づく行動をしていかなければならないということです。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

その中で町長、これは仮のことですけど、審議会が、今のね。審議会が対象事業と、規制対象事業場として認定するか、しないかとなった場合ですね、なった場合、仮に規制対象事業場と認定するとした場合、三重県知事の許認可者が、どのような判断なされるのか。

それで、規制対象事業場じゃないとなった場合は、三重県知事はその許可においては、下ろしてくるのかどうかというところを、詳しくちょっとお教え願えますか。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

この水道水源保護条例を、また再度、読まさせていただきます。

今度は第9条にあたります。

水源保護地域において、何人も規制対象事業場を設置してはならないとなっています。ですから、規制対象事業場となった時は、その時点で、事業場を設置してはだめだと。水道水源保護条例の中で、そういうふううたわれております。

それで、規制がつかなくて、対象事業場というままであれば、今度は県の許認可権のほうで、どうするかという判断になります。

## 玉津充議長

入江康仁君。

## 8番 入江康仁議員

そこですね、町長。そこの大事なところは、規制対象事業場として、町が認めても、許認可者の三重県としては、紀北町は審議会で、規制対象事業場になりましたと。なったら当然、紀北町の審議会の答申として、また県に町長、伝えるわけね、当然、なったからと。その場合、三重県知事はこれは不許可にすると。不許可にするのかというところなんですけども、そこはどうですか。

## 玉津充議長

竹内副町長。

## 竹内康雄副町長

規制対象事業場になった場合でございますけども、土壤汚染対策法に基づく県の手続きの中でですね、知事は施設が竣工した後に、申請内容と実際の施設に相違がないことや、基準に適合した施設であることを、実地に確認した上で、申請の内容が基準に適合していると認められる時でなければ許可してはならないとなっておりますので、最終的には県の許認可の判断の中で、その時の状況にいろいろよるとは思うんですけれども、実際、規制対象事業場になって、施設ができてないということになれば、今、申し上げたことが確認できませんので、許可という判断にはならないんじゃないかなというふうには、私としては考えております。

## 玉津充議長

入江康仁君。

## 8番 入江康仁議員

そうか、それなら副町長、今の答弁は、その施設は、紀北町は対象事業場であって、これからなつたと、それが審議会で規制対象事業場になつたという答申しても、その時点で、まだ施設ができてないから、業者に対しては。それで、知事は許可を下さないと、無い施設に対しては許可を下ろさないとすることに、理解したらいいんやな、そういうことやな。

## 玉津充議長

竹内副町長。

## 竹内康雄副町長

答申があつて、その答申に基づいて、町長が判断して、規制対象事業場にするということですね。なつた場合に、今、町長が水道水源保護条例の条文を読みあげさせていただきましたけども、何人も規制対象事業場を設置してはならないと、9条になっていますので、そこで施設が、その条例に基づいてできてないということになれば、県としては手続きを進めようがないという意味ですね、許可できないんじゃないかなというふうを考えているというふうに申し上げたことでございます。

## 玉津充議長

入江康仁君。

## 8番 入江康仁議員

副町長、ちょっとさ、僕の考え間違つとつたら、ちょっと言うてよ。要は町長はいうたら対象事業に、今度は水道水源保護条例で議決されたら載るわね。当然、申請してきても、対象事業となつておる場合は、審議会にかけるということですね、順序としては。

それで、審議会にかけて、そこで審議会が、私が先ほど説明したのは、規制対象事業場になつたよということになつた時に、県の答申は、規制上、立地自治体としては、規制対象事業場になつたよという答申をした場合にね、した場合、副町長の言われる、施設はできていないんだから、許可を下ろさないとということのなかね。

それと、もう1点、今度、逆に今、町長が言われたように、三重県知事の許可は、いろいろな土壤汚染法の規制、いろいろな規制をクリアした施設で申請してきた場合、県に、県にね。これは町は止めても、業者は今度は何も問題ないじゃないかと、法律では施設は建てるのは、止められないと。県のほうとしてはね。業の許可ですから、施設まではつくれるよと、そして、やつたと。

それで、業の許可を申請した時点で、紀北町からの答申をしているというたとき、どのような判断をするのかというのを聞きたいんですわ。意味わかる。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ちょっとね、質問の趣旨がわかりにくいんですけども、基本的に三重県の許認可というのは、審査というのは、施設があつて、その施設が適合されていれば、許可するか、しないかという判断を、県がします。

だから、第9条に基づく、規制対象事業場を設置することができないとなっていますので、その事業ができてない限りは、業としての許可は出しませんと思います。その申請書類がありますよね、書類。

そして、それに基づいて、しっかりとつくられてあつて、その申請書類どおりか、そして業として大丈夫かという許可が出て、初めてその許認可の判断をするわけなんで、そういう判断をしてね、許認可をどうするかというのが出ますんで、だから、水道水源保護審議会で規制対象事業場となった時には、施設ができないから、県としてはもちろん無いものに対して、業の許可を与えるわけにはいきませんので、ですから、そういった意味からすると県の許認可に関わってくるのは、対象事業のままでいた時に関わってくるという感じですよ。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

そんなら町長、町長、町長そんなら、それじゃあね、仮に業者が、紀北町にとっても、いうたら施設までつくるまで、何も言わないと、申請せないかんから、当然わかるわけですか。当然。申請を出さないかんわけやね、紀北町にも。どういう施設つくる、対象事業になっておる場合はね。紀北町は対象事業の申請がきた時点で、施設までの工事は進めるところへいかないから、県も施設の無いものに対しては、業の許可は下ろせないという判断でいいんですか、どうですか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

そのとおりでございます。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

わかりました。

今回ね、やっぱりそのところの、やはり議会といたしましても、この対象事業に追加、対象事業が増えたということで、これからは、今回のような、やはり県が許認可者である以上、情報も遅れたという、いろんなこともあって、この条例をつくることによって、情報もより早く、立地の紀北町には情報が入って、審議会に諮問することが、早くできるというような判断でいいんでしょうか、どうでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

汚染土壌処理業が、水道水源保護審議会の、条例に入ったら、今回、議決していただいて、その時点で、やろうとする人は、協議書を町に出したり、地元の皆さんに説明会をしなければいけない。

だから、そのスタートの段階でわかるということですね。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

そんならわかりやすく言えば、今までは申請は県のほうへ出しとったけど、今回からは紀北町に先に出さないかんという。そこは違うんか。そこはどうですか、そんなら。そこだけちょっと。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

後先はよくわからないんですけど、水道水源保護審議会、条例の中での縛りと、県の許認可の縛りと、これが2つありますんで、それで、我々は水道水源の縛りしかないわけです。それで、県のは許認可権をもってみえるんで、後先はいずれ、許認可権の方に、おそらくそういう相談はまずすると思います。

しかし、それを進めていこうとした時には、水道水源保護条例の、条例がありますんで、その中の第7条において、書いてあることを守っていただかなければいけないという話なんで、わかっていただけますか。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

その後先というのは、そんなら現時点ですよ、現時点で当然、どんどんと施設が、建築確認おきあがってきて、処理施設ができて、それで三重県に業の許可を申請すると、これが今の現行ですよ。現行ですよ。それで、三重県がそれを受けた時に、初めて今、紀北町には水道水源保護条例がないから、これに抵触しないかどうかというのを、話し合ってくださいというのが、今の順序じゃないんですか。そこだけちょっと確認。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今の現状ですね。今の現状は、県のほうに相談しました。こういうのをやりたいんです。そやけど、町にはなかった。それはなんでかということ、水道水源保護条例の中に、対象事業としてないから、今までなかった。だから、新しい条例の中に対象事業があったら、県にも相談し、町にも相談しながら、今のような状態で、建物を建てていくことはできないですよ。だから、条例ができたんですよ。

**8番 入江康仁議員**

できる今の現時点で。

**尾上壽一町長**

今の現時点では、県のほうに許認可で、今の段階では、対象事業場としてなかったわけです。だから、水道水源保護審議会で町長がその他で認めると、審議会の意見を聴きということで、審議会の意見を聴いて、対象事業場となったんで、今、協議書が出てきてという状況です。今は。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

追加でございます。県のほうに、紀北町は水道水源保護条例というのがあるよと。だから、

そのところも確認しなさいよということは、業者の方にはお話してみたいと思います。しかしながら、今、現時点の条例では、対象事業として入ってなかったというのが現状です。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

だから、対象事業の中に、水源地の汚濁、枯渇のおそれという、これ文言が入っておるな、3つ目の。これが適用、入っておるんでしょう、今度、審議会の中での。これに沿って審議会を諮問したんじゃないですか、町長。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

だから、そのおそれがあるんで、私が審議会の意見を聴き、対象事業場とするかどうかという判断をするわけなんです。それで、審議会にこういうおそれありますよね、対象事業としますかというのが、第1回というかな、この前のそのもうひとつ前の審議会が、その審議会で、それでその中で、対象事業とするべきやという意見を、答申をもらいましたんで、私は対象事業としましたよと、じゃあここから水道水源保護条例の、今の条例の中においても、対象事業場ということの位置づけになりましたんで、今こういう審議会を開いていると、そのような状況です。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

町長ね、まあこれは新しく条例も、また追加されるんで、これ1つのね、前例としても、きちんとこういう問題は、ここまでもめなくても、私の質問は、もめなくても、事前で処理できるということの中で、私は対象事業として加えたことには賛成なんですよ。だから、私が今回言いたいのは、三重県の申請の段階で、今回、情報が遅れたというところに問題があると。

しかし、先ほどの町長の答弁の中ではですね、町長。この対象事業に追加認定することによって、県よりもやはり立地の、工事始まった時点から、目的が土壌汚染法による汚染土壌施設だということになったら、その時点で町に、県よりも町のほう、今度は業者は先に書類を出さないかんのかなと思うんですね。



だったら一番先に町は、やはり事業者からの情報は、一番先にきて、そこでまた対象事業かどうかというのは、町で判断できるという利点があるから、これ追加の認定にしたんじゃないですかということを知りたかったわけですよ。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

対象事業場とならないと、まずは条例で審査・審議ができません。だから、その手続きが今回、3月で認めていただいたら、その条例があるんで、条例の中に対象事業として入っているんで、その時点で、町や地元住民に説明が始まるんです。ですから今回の場合は、対象事業となったのが、この前の前の審議会で、対象事業となったんで、そこから今の条例の中での対象事業場となったんで、スタートできたという感じです。

だから、我々の関われるのは、今のところ水道水源保護審議会、条例だけなんですよ。ちょっとわかっていただけませんか。

---

**玉津充議長**

ちょっと休憩しますか。休憩して整理をしてください。

休憩します。11時20分まで休憩します。

(午前 11時 09分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 20分)

---

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

えらいどうも議長、すいません。中断させまして。

町長、私、先ほど審議会を開くまでの、ちょっと順序が、ちょっと認識不足のところもありましたので、町長、町民にわかるように、ちょっとわかりやすく、ちょっと説明していただければと思います。よろしくお願いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

こちらのほうこそね、説明不足というか、言葉足らずで申し訳ございません。

まず、流れにおきましてはですね、紀北町水道水源保護条例がございます。その中でですね、汚染土壌処理業、施設は入っておりません。そういうことからですね、我々としたしましては、この規則の、条例の中の別表、第2条関係の別表で、産業廃棄物処理業、採石業、3番目にですね、前2号に掲げるもののほか水質汚濁をさせ、又は水源の枯渇をもたらすおそれのある事業であって規則で定めるものとございます。

そして、その中の規則の中で、2条関係の別表の13で、上記以外で、12までにも、その業が入っておりませんので、施設が、それで13、上記以外で町長が審議会の意見を聴き、特に必要と認めたものというものがございます。

そこでですね、前々回の審議会におきまして、私は対象事業に入らないですか、入りますか、入りませんかというのをですね、審議会の意見を聞くということでございます。これがですね、前々回の時に行われた審議会は、その対象事業とするかどうかということを探ねたことで、その審議会において、対象事業とすることがいいですよということで、私は対象事業ということにさせていただいて、本条の条例の第7条のところに基づいて、協議を始めてもらおうということで、水道水源保護審議会、この間が本当の、本当というとおかしいですね、審査審議の第1回目が行われたというような形になっております。それが流れでございます。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

どうもありがとう。今回の中で、私も、本当に認識不足のところもありましたんで、これで町民のね、方々もよくわかったと思います。その中で今回その対象事業に、土壌汚染処理施設に関して、1項入れれば、なおさら良くなることと思います。

この問題に関しては、町長早くね、海山区のまた地域の住民の方々に、安心を与えるよ

う、審議会の答申をいただいて、結果を出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次にですね、2つ目の町長、質問に入ります。

今年度、10月にですね、予定されている町長選挙に、3期目に対して出馬を考えているのかということでございますが、よく言われる言葉で、1期目で種をまき、2期目で育て、3期目で育ったものの刈り入れをするという政治言葉がありますが、2期目の任期が終わろうとしている中、紀北町の最高責任者としての責務の中で、いろいろと苦しみ、最高責任者として、また悩みもあつたらうと思いますが、現在の心境などを聞かせていただければと思います。どうでしょうか。

### **玉津充議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

まず、2期担わせていただいて、任期である11月12日までは、8カ月あります。この間は、すべては住民目線で、すべては住民とともにを基本姿勢といたしまして、現場を重視し、紀北町の抱える課題を一つひとつ着実に解決し、住民の皆さんのご意見を聞きながら、また協働のもと、住民の皆様の住みよいまちづくりに取り組んできたところでございます。

2期目の中心に据えたものとしたしましては、紀北町第1次総合計画後期基本計画の3つの重点プロジェクトでございます。1つ目の犠牲者「0」をめざす、減災のまちづくりでは、津波避難路の整備、津波避難タワー等の建設、ソフト面では防災意識向上に向けての啓発活動などを行ってまいりました。

2つ目の交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちづくりでは、始神テラスの建設、集客イベントの開催、ふるさと納税と特産品づくりやブランド化、スポーツ交流などを推進してきたところでございます。

3つ目の健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元気のまちづくりでは、現在、建設中の健康増進施設、それから、みんなでいこか総合検診、ちょい減らし+10、きほく活活体操などの事業を住民の皆様との協働により進めてまいりました。

議員の皆様方のご指導、ご協力を賜わりながら、副町長を筆頭に全職員ともども、全力で取り組んできたところでございます。

おかげさまをもちまして、安全・安心のまちづくりでは、バックアップオフィスとなる

地域振興施設、始神テラスの建設、海山消防署等消防署の移転、中州津波避難タワーの建設、現在、建設中の津波避難を兼ねた健康増進施設の整備、同じく三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備など、ハード面に加えまして、ソフト面では、三重大学の川口先生、磯和先生などにより講演会を通じて、より早く・より高くの避難意識啓発に取り組んできたところでございます。

にぎわいのあるまちづくりでは、地域振興施設の建設により交流人口200万人が、ほぼ達成しつつございます。地域資源を生かした商品づくり等への支援、6次産業化に向けた取り組みでは、ふるさと納税による新たな特産品販売ルートの拡大や、紀北もんによる流通の確保を進めてまいりました。

紀北町を知っていただくための情報発信といたしましては、BS朝日、ぼくらの地球の全国放送や、NHK、金とくでは、東海地方に放映された結果、銚子川流域、特にキャンプinn海山の利用客の大幅な増加につながり、経済効果も表れているところでございます。

また、スポーツ交流の推進、スポーツ合宿の誘致では、グラウンドや体育館、赤羽スポーツ公園の整備などのハード面に加えまして、合宿誘致などの活動、受け入れ態勢の強化により、大会や合宿時の宿泊者が、ほぼ倍増しております。

また、大会誘致では、第8回春季全日本女子小学生ソフトボール大会の誘致、平成33年に開催予定の「三重とこわか国体では、少年女子ソフトボールとグラウンドゴルフが、紀北町で行われることとなっております。

また、東海地方では、初めてとなる、三重紀北 SEA TO SUMMIT も、三重県、モンベル様と共同で行い、多くの人に参加いただいたところでございます。

人・地域の元気のまちづくりでは、紀北作業所等の施設の充実、赤羽寮の安全・安心・快適に向けた施設改修、子育て支援では子ども医療費助成制度の拡充や奨学金制度の充実、健康保持・増進への取り組みでは、健康増進施設の建設、ソフト面では、ちょい減らし+10の推進、毎月第3日曜日の健康づくりウォーキングの実施、疾病予防・重症化の予防では、特定健診やがん検診の無料化、みんなでいこか総合健診などの導入により、特定健診率が大幅にアップするなど、健康で元気に暮らせるまちづくりのための施策を進めてまいりました。

未来につなげる施策、検診率の大幅な向上などの成果とともに、健康増進施設につきましては、健康寿命の延長や医療費の低減などの具体的な成果が見えるまでは、もう少し時間がかかるものと思いますが、しっかりと種を植えることができたと考えております。

今後は、ソフト面と合わせて、しっかりと活用していきたいと、そのように思っております。このように、町政2期目を担わせていただき、選挙時の公約がほぼ達成できるとともに、一定の成果が出ているものと考えております。この間、町政を支えていただきました住民の皆様、議員の皆様、職員の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

平成29年度には、紀北町第2次総合計画・前期基本計画がスタートいたします。この計画を元に、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～をめざした取り組みを進める重要な年となることから、それに基づいた新たなまちづくりを、皆様とともに着実に、切れ目なく、力強く進めていく必要があると考えております。

以上です。

### **玉津充議長**

入江康仁君。

### **8番 入江康仁議員**

町長、早口でバァーと言うたんで、はっきりわからないところもあったんですけど、町長、やはり、私は町長はね、私の大きな問題としては、この紀北町、前任者がやらなければならなかった庁舎の移転、これを尾上町長はやっていただいた。

そして、今、いろいろな形の中で、報告をいただいたけれども、私は特に思っているのは、やはり公約の住民目線、住民とともにの施策はですね、本当に町長も努力しながら、庁舎においては、毎朝、出張でない以外はですね、3階から降りて各課をぐるっとまわって、おはよう・おはようとまわっている町長の姿は、本当に私ども、本当に、私も何回も言わせてもらいましたけれども、僕には本当に真似できないよというぐらい努力している。

そして、また町内においては、自ら住民に接するようにですね、ジョギング等をしながら、町民の意見等を聞きですね、本当に紀伊長島地区のいろいろな狭い道も、舗装なんか、いろいろやっていただき、きれいになっております。海山区もそうですけど、そういうやはり住民目線、住民とともにの施策は、私は、今は本当にええ花が開こうと思っております。

次ですね、やはり3期目の町長選には、本当に早い時点においてですね、本当は今日、ここでやっていただきたいんですけども、出馬決意をしていただきたい。それで、まだまだ町長、今、政策でいろいろな1期、2期とやってこられたけど、まだまだ紀北町は大きな老人ホームの建て替え、また教育の合併等とかね、いろんな問題が山積みでございます。

やはり町長、あなたのその若さをもってですね、やはりまた紀北町の将来へ向けた、強い明るい未来のビジョンを描いていただいて、3期目出馬をやっていただきたいと思いますが、どうですか、ここでまだ出馬表明はできないですか。どうぞ答弁をお願いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員のご質問にお答えいたします。

第2次総合計画がですね、策定されまして、まだ決定とまでは至ってないんですが、29年度から第2次総合計画が始まります。第2次総合計画は、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～、これをですね、将来像として捉えているところでございます。

私はですね、この将来像、本当に素晴らしい将来像をつくっていただいて、策定委員会の皆さん、審議会の委員の皆さんにですね、つくっていただきました。これはですね、まさに私の思うまちづくりでございますので、これを実行していこうということ、つまりですね、第2次総合計画の実現に向けては、山積する課題を解決していかなければなりません。そのためには、町政を停滞させることなくですね、切れ目のない積極的な町政を行うべきだと私は考えております。

したがいまして、私自身、この第2次総合計画の実現をめざしてですね、私自身が取り組んでいきたいということでございますので、私の3期目に対しての決意とさせていただきます。

#### **玉津充議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

ありがとうございます。

それですね、3期目の決意を語っていただいたんで、1つだけ、ソフト面はいろいろな形の中で、十分成し遂げてきた。ただね、建設業界、いろんな業界の方からは、ハード面に関しても、もう少し力を入れていただきたいという要望がございまして。

やはり紀北町の経済を活性するためには、やはりそういうね、ハード面の事業も必要かと思っておりますので、また、県・国等の中で、計画を立てていただいて、できるものからやっていただいたらと思っております。そこはどうでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、いろいろな方がございます。いろいろな立場の方もございます。そういった皆さんのですね、お声をお聞きしながら、今後、まちづくりに励んでいきたいと、そのように思います。

**玉津充議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

そしてね、町長。このね、この10月のその選挙は、私はね、大きな紀北町の進路に、大きな影響を与える、私は選挙だと思っております。そのためには、尾上町長を、今、出馬決意を述べていただいたんですけど、やはりやっていただいて、そして、我々もですね、これ本当に選挙のない、無投票、無投票の選挙の中で、私は町長になっていただきたいと思えます。

そうでなければ、今、紀北町はちょうど10年を迎えてですね、本当に始めて紀北町が1つになれるもんだと思っております。我々もこの町長のやはり強い決意をいただいた中で、やはりもう選挙による、二分するようなまちづくりを起こしてはならないという、私は強い思いがあります。

それを、やはり解決できるのも、やはり尾上町長の人柄、また、今まで本当に進めてきたですね、住民目線、住民とともにの政策が、この私は無投票につながるんじゃないかと思っております。また、私どもも必ずこれ無投票にならなければ、紀北町はいつまでたっても、1つになれないと思ひ、この1つ大きな次の10月の選挙にはですね、ぜひ将来の紀北町、未来の明るく、また若い人たちがどんどんと背伸びして進め、また住みやすい環境づくりをやっていただいて、この紀北町はどんどん過疎が進んでおります。どの地域もこれが問題でございますけど、少しでも人口の流失がですね、少なくして、少しでも人口ができれば増えるような施策を持っていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

私自身は、一生懸命しっかりと取り組んでいくということで、答弁とさせていただきます

す。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

はい。

**6番 瀧本攻議員**

やっぱり議会ですから、どうですか、発言者は自由ですけども、無投票というのはよくないと思うよ。発言は取り消されたらどうですか。今からの選挙ですからね。

**玉津充議長**

私に、今、入江康仁君の発言で、無投票でという、そのことが適切かどうかという、今の議事進行でございましたので、どうでしょうか。私としても、そこまでは適切でないというふうに思うんですが、入江議員。その辺もう一度。

**8番 入江康仁議員**

私はね、この質問に対して、私はこれ町民に訴える、また、要は私は尾上町長じゃなく、無投票そのもので、合併して10年が過ぎた、この紀北町を1つにしたいなという、議員としての思いから述べておるわけです。これが現実になるかどうかは、町民が判断することであって、出る人もおるかかわからん。私が言ったことによって、無投票になるとは限りませんよ。

だから、質問に対して、一般質問に対しての制限は、私はこれは可能な発言じゃないかなど。許せる範囲の失言だと、私は思います。発言だと思います。とめられる道理はないと思いますが、議長。

**玉津充議長**

お認めします。

それでは、次、質問、入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

いらんこというもんで、そういうことでございまして、ちょっとしらけたようになってたんで、ちょっとここで笑いも持って、質問したいと思います。

町長、朗らかに、笑いながら笑顔の質問といたしたいと思いますので、町長、私は本当に3期目、頑張っていたきたい。私の趣旨はあくまでも無投票で、紀北町が一本になるということでございますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

**玉津充議長**



答弁よろしいですか。

**8番 入江康仁議員**

答弁いいです。

**玉津充議長**

これで、入江康仁君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問は、全て終了しました。

---

**玉津充議長**

ここで、本日、町長から追加議案が提出されておりますので、追加議事日程の配布を行うため、自席で、暫時休憩します。

(午前 11時 40分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 41分)

---

**追加日程第1**

**玉津充議長**

町長から追加議案が提出されました。

お諮りします。

この1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、この1件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議

題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程第1 議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

本定例会の上程議案に、1件の漏れがございました。

大変申し訳ございませんが、本日、追加議案として上程させていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定についてであります。平成29年3月31日をもって、現指定管理者の指定期間が終了することから、引き続き、現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。今後このようなことのないよう、確認体制を強化し、再発防止に努めてまいります。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### **玉津充議長**

続いて、内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

### **上ノ坊健二住民課長**

議案の提出が遅れまして、申し訳ございませんでした。

それでは、議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条2第3項の規定により、紀北町集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

### **記**

1. 施設の名称 紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）別表第1に規定する集

会所

2. 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地 1

名 称 紀北町自治会連合会

代表者 会長 岡村 哲雄

3. 指定の期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

平成29年 3 月15日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由 平成29年 3 月31日をもって、現指定管理者の指定期間が終了することから、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

2 ページ、3 ページの資料に記載しております、町内の集会所につきましては、これまで町と紀北町自治会連合会が協定を締結いたしまして、本会により集会所を適正かつ円滑に管理していただいております。このことから、指定管理期間を 5 年間延長するものでございます。

以上で、議案第23号についての概要説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

#### **玉津充議長**

以上で、議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となりました案件については、会議規則第39条第 1 項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

#### **玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、別紙委員会付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

3月16日は、本会議とし一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は、本日、全て終わったことにより、明日3月16日は休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、明日3月16日は休会とすることに決定しました。

原隆伸君。

## 2番 原隆伸議員

ちょっと1つ聞きたいと、先ほどのことで、ちょっとお話ししたいのですが、先ほどの一般質問の件でございますけども。

## 玉津充議長

なんで発言されるのですか。

## 2番 原隆伸議員

先ほどの一般質問の中でですね、議会の流れを読めない人の意見がありましたもので。

## 玉津充議長

そのご意見は、もう終わったことなので、もし動議でしたら発言を受け付けますけども、それ以外は発言を控えてください。

---

## 玉津充議長

以上で、本日はこれで散会いたします。

(午前 11時 48分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 9 年 6 月 6 日

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 中津畑正量

紀北町議会議員 大西瑞香